

揖斐川町 電気事業 経営戦略

令和3年3月

目 次

・はじめに	
(1) 経営戦略策定の趣旨	1
1. 事業概要	
(1) 事業形態等	2
(2) 現在の経営状況	2
2. 将来の事業環境	
(1) 料金収入の予測	3
(2) 老朽化対策の見通し	3
3. 経営の基本方針	3
4. 投資・財政計画（収支計画）	
(1) 投資・財政計画（収支計画）	3
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	3
①収支計画のうち投資についての説明	3
②収支計画のうち財源についての説明	3
③収支計画のうち投資以外の経費についての説明	3
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	4
5. 公営企業として実施する必要性	4
6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	4
7. その他	
別表①：投資・財政計画（収支計画）	5
別表②：経営指標	7

・はじめに

(1) 経営戦略策定の趣旨

独立採算制が求められる公営企業においては、地方公営企業の財政健全化を図り、将来にわたり安定的に事業を継続させるための「経営戦略」を策定し、計画的な経営を行う事としています。

本町では、小水力発電による電気事業を行っており、4施設が稼働しています。

稼働してまだ数年であり現在は黒字を維持していますが、今後、維持管理費の増加や経年劣化などが予想されます。これらの課題に対応しながら、事業の安定的な継続を行うため、経営戦略を策定します。

本経営戦略の計画期間は、中長期的な経営の基本計画という目的から、令和2年度から令和11年度までの10年間としています。

揖斐川町電気事業経営戦略

団 体 名 : 揖斐川町

事 業 名 : 電気事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	1人	最 大 出 力 * 1	190kw
発 電 施 設 数	水力発電 4箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	2,057,000kwh
	風力発電 0箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	34円(税抜き)
	太陽光発電 0箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	4箇所
	ごみ発電 0箇所	主要発電設備の平均残存耐用年数	19.0

*1「最大出力」、は保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」及び「年間電力料収入」は、保有する全ての発電施設の合計を記載。

(2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※ 過去3年度分を記載	H29 23,944千円	H30 21,388千円	R1 34,622千円
収益的収支比率 ※ 過去3年度分を記載	H29 468.5	H30 217.6	R1 243.2
純 損 益 ※ 過去3年度分を記載	H29 1,601千円	H30 0千円	R1 0千円
資金不足比率 * 2 ※ 過去3年度分を記載	H29 0.0	H30 0.0	R1 0.0

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

- ・令和元年度に比べ、平成 29、30 年度の収入が少なくなっているが、これは平成 29 年度に 2 施設、30 年、令和元年にそれぞれ 1 施設稼働し、令和元年度より 4 施設稼働となったためである。
- ・収益的収支比率については、収入減や経費増加により下がることがあったが、これまで 100%以上を維持し、収入によって経費等を賄えている。
- ・天候等により発電量は左右されるが、積立や他会計(農業集落排水事業特別会計)への繰出を行うなど、稼働開始以降黒字を維持し、収支均衡が保たれている。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法第 15 条第 1 項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100
 資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法第 16 条第 1 項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 料金収入の予測

- ・料金収入は、4 施設すべて売電電力量×売電単価(FIT 認定価格)により決定。
- ・自然現象や気象条件等に左右されるが、4 施設稼働となった令和元年度実績と、R2、R3 年度の収入見込みの平均を収入予測としている。
- ・固定価格買取制度終了後については、再生可能エネルギーに関わる情勢や収益性を考慮しながら、最も有効と思われる手法を検討する。
- ・メンテナンスを計画している年度については休止期間が発生するため、飛鳥川用水清流発電所で1ヵ月、その他3施設は約2週間の休止期間を見込み、その分の減額を想定。

・FIT 終了年度：名倉清流発電所	令和 20 年度	・FIT 認定価格(税抜き) 34 円/kwh
下辻南清流発電所	令和 19 年度	
諸家清流発電所	令和 19 年度	
飛鳥川用水清流発電所	令和 21 年度	

(2) 老朽化対策の見通し

- ・例年行っている定期点検、年次点検のほか、数年ごとの精密点検・メンテナンスを計画し、中長期的な観点から修繕費用の抑制と、施設の長寿命化を図る。

3. 経営の基本方針

- ・例年行う定期点検はもちろん、停止期間の短縮や数年ごとに精密点検やメンテナンスを行っていき、安定的な稼働の維持と料金収入の確保を行う。
- ・今後も独立採算を維持しながら、積立や他会計への繰出などを継続的にを行い、運営経費の確保と他会計への貢献の両立を図っていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

- ・令和 2 年度時点において、新たな設備投資を行う予定はありません。

②収支計画のうち財源についての説明

- ・財源は売電による料金収入であり、固定価格買取制度(FIT)により売電を行っている。
- ・4 施設稼働となった令和元年度実績と、R2、R3 年度の収入見込みの平均を収入としている。また、メンテナンス等を計画している年度については、施設の運営経費等に充てるために行っている積立金の運用による収益を見込んでいる。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・4 施設稼働初年度の令和元年度実績と、R2、R3 年度の支出見込みの平均を経費とし、設備点検、保安管理や施設の維持管理業務委託費等を計上している。
- ・上記の例年かかる経費と合わせて、「2. 将来の事業環境 - (2) 老朽化対策の見通し」から、施設設備の点検・メンテナンス等を行うため、それに係る経費を営業経費に計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

令和2年度時点において特にありません。

5. 公営企業として実施する必要

公営企業が行うことによって、再生可能エネルギーの地産地消を行うことが出来る。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・実績と計画を精査し、実態と乖離しない計画となるように見直しを行う。(最低5年ごと) ・設備の状況変化や制度改正など、経営状況が大きく変化する場合は、見直しを行う。
---------------------	---

別表①:投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	23,100	37,739	38,647	43,000	48,356	46,285	41,807	42,779	72,861	58,328	56,766	38,103	
		(1) 営 業 収 益 (B)	23,100	37,739	38,647	38,050	37,656	37,135	37,807	36,979	37,361	36,828	36,966	38,103
		ア 料 金 収 入	23,099	37,610	38,646	38,049	37,655	37,134	37,806	36,978	37,360	36,827	36,965	38,102
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	1	129	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(2) 営 業 外 収 益				4,950	10,700	9,150	4,000	5,800	35,500	21,500	19,800	
		ア 他 会 計 繰 入 金												
	イ そ の 他				4,950	10,700	9,150	4,000	5,800	35,500	21,500	19,800		
	2 総 費 用 (D)	10,615	15,517	15,171	25,975	29,588	28,038	22,888	24,688	54,388	40,388	38,688	18,888	
		(1) 営 業 費 用	10,615	15,517	15,171	25,975	29,588	28,038	22,888	24,688	54,388	40,388	38,688	18,888
		ア 職 員 給 与 費												
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	10,615	15,517	15,171	25,975	29,588	28,038	22,888	24,688	54,388	40,388	38,688	18,888
		(2) 営 業 外 費 用												
ア 支 払 利 息														
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	12,485	22,222	23,476	17,025	18,768	18,247	18,919	18,091	18,473	17,940	18,078	19,215		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)													
		(1) 地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金												
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	5,353	10,983	9,476	3,025	4,768	4,247	4,919	4,091	4,473	3,940	4,078	5,215	
		(1) 建 設 改 良 費												
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金												
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	5,353	10,983	9,476	3,025	4,768	4,247	4,919	4,091	4,473	3,940	4,078	5,215		
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 5,353	△ 10,983	△ 9,476	△ 3,025	△ 4,768	△ 4,247	△ 4,919	△ 4,091	△ 4,473	△ 3,940	△ 4,078	△ 5,215		

別表①:投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

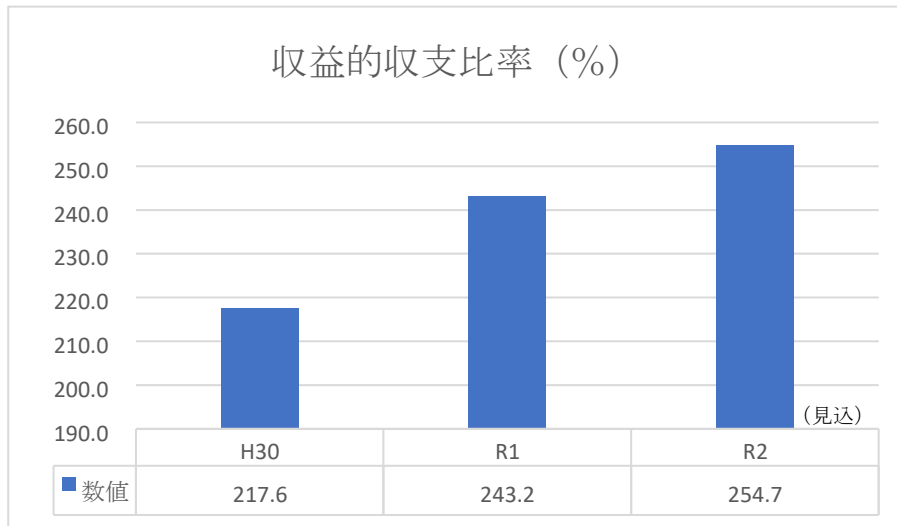
区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	7,132	11,239	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
積 立 金	(K)	8,733	11,239	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
前年度からの繰越金	(L)	1,601											
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒字 (P)												
(N)-(O)	赤字 (Q)												
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$												
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	217.6	243.2	254.7	165.5	163.4	165.1	182.7	173.3	134.0	144.4	146.7	201.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	23,100	37,739	38,647	38,050	37,656	37,135	37,807	36,979	37,361	36,828	36,966	38,103
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度									
収益的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計													

別表②：経営指標



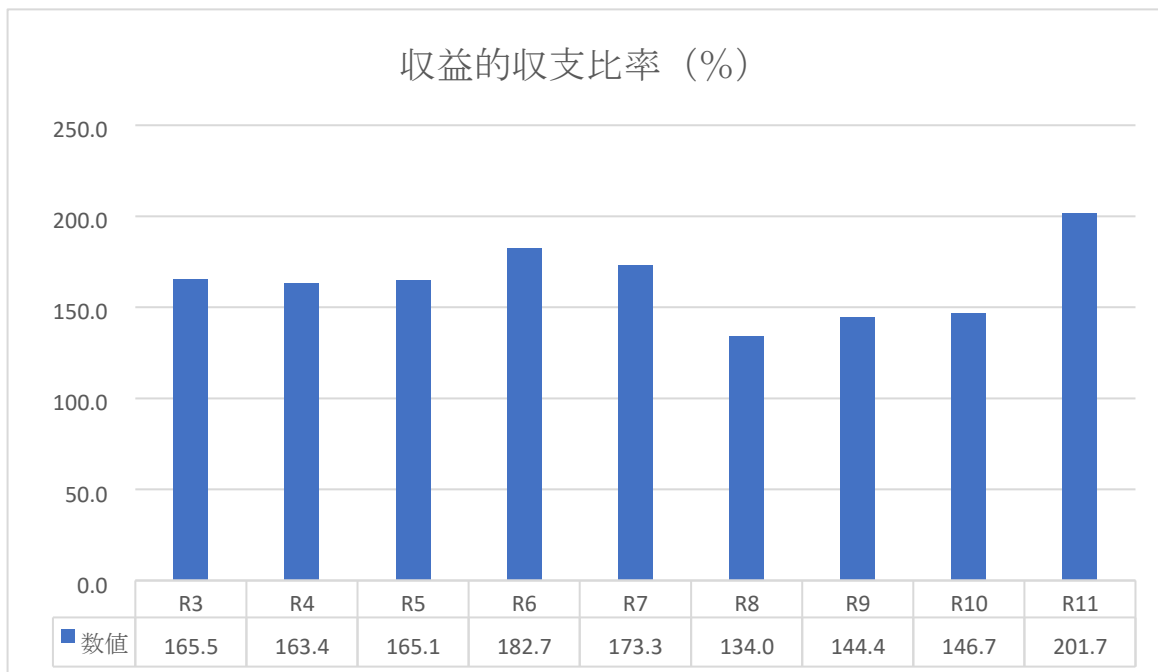
■ 経常収支比率

$$\text{総収益} \div (\text{総費用} + \text{地方債償還金}) \times 100$$

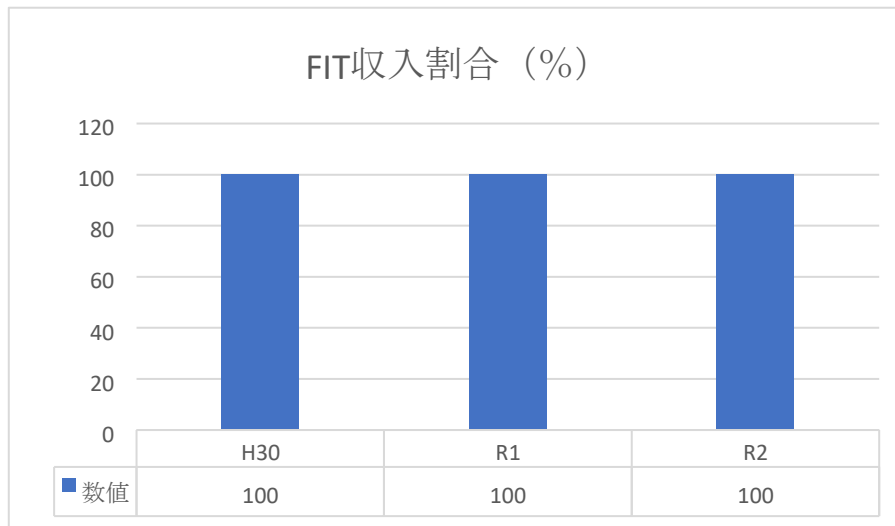
当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた金額を、どの程度賄えているかを表す指標である。

この指標は該当年度の収支が黒字であることを示す 100%以上であることが好ましく、当事業では、積立等を行いながら 100%以上を維持している。

■ 令和 3 年度以降の推移予測



別表②：経営指標



■ FIT 収入割合

$$\text{FIT 適用施設による料金収入} \div \text{年間電力収入} \times 100$$

料金収入のうち、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)により売電した収入の割合を表す指標である。

当事業では4施設すべてがFIT適用施設であり、安定した収入を得られている。しかし、買取制度の調達期間終了後に収入が減少するリスクがあるため、状況等を把握しながら、もっとも有効な手法を検討していく必要がある。